

## 八郎潟町ふるさと回帰支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八郎潟町の人口減少の抑制に資するため、就職のため町に移住・定住する者に対して支援金を交付することについて、八郎潟町財務規則（平成7年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 町外から町内に住所を移すこと。
- (2) 就職 町内から通勤できる企業等に新たに就職すること。ただし、系列会社への異動又は出向は含めない。
- (3) 新卒者 最初の申請年度の前年度に学校教育法に規定する大学、高等学校及び専門の学校を卒業した者。

### (支援金の交付)

第3条 町長は、就職のため町に移住・定住する者に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとする。

### (支援対象者)

第4条 支援対象者は、各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 45歳未満の転入者又は新卒者であって、町に定住する意思があること。
- (2) 転入若しくは卒業から就職までの期間が1年未満であること又は転入前に就職し、就職後1年未満であること。
- (3) 正規職員として就職したことの証明書を提出できること。
- (4) 世帯の全員が、町税等を滞納していないこと。
- (5) 転入者の場合、転入前の3年間継続して本町の住民基本台帳への記載がないこと。
- (6) 国家公務員及び地方公務員でないこと。
- (7) 世帯全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員（八郎潟町暴力団排除条例（平成24年八郎潟町条例第5号）第2条第1号及び第2号に規定するものをいう。以下同じ。）及び暴力団並びに暴力団員と関係を有する者でないこと。
- (9) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他法令の規定に基づき、日本国の永住許可を受けていること。
- (10) 過去にこの要綱による支援金の交付をうけたことがないこと。

### (支援金の額及び算定期間等)

第5条 支援金の額は年額3万円とし、当該年度の4月から3月までの期間を対象とする。

ただし、月の途中の入退社による場合は、15日以上の勤務実績があった月を支援対象月とする。

(支援の期間)

第6条 支援の期間は3年を限度とする。

(支援金の交付申請)

第7条 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、申請する年度ごとに支援金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、2月末日までに町長に提出しなければならない。ただし、2年目以降は、第1号、第3号及び第4号のみでよいものとする。

- (1) 住民票
- (2) 戸籍の附票
- (3) 就職したことの証明書類
- (4) 納税証明書。ただし、1月1日現在において町に住所がない場合は、前住所地での納税証明書
- (5) 新卒者にあつては、学校の卒業を証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査の上、適当と認める場合は、支援金交付決定通知書(様式第2号)により交付決定を行うものとする。ただし、町長は、支援金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(支援金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、ふるさと回帰支援金請求書(様式第3号)により、町長に支援金の請求をしなければならない。

(支援金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求があつたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第11条 町長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付を取り消すことができる。

- (1) 就職後1年未満で転出又は離職したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

(支援金の返還等)

第12条 町長は、前条の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に支払った支援金の全部または一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求する

ものとする。

2 町長は、全項の規定により支援金の返還請求をするときは、ふるさと回帰支援金返還請求書（様式第4号）により行うものとする。

3 前項の規定により支援金の返還請求を受けた支援決定者は、当該支援金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。